

平成17年度 予算編成 並びに施策の策定に関する要望

平素は、県内町村の自治振興の発展につきまして、格別のご高配とご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在の町村は、過疎化・少子高齢化社会への対応や環境問題、社会基盤の整備等々、解決すべき課題が山積しています。

とりわけ市町村合併は、当面の重要課題であり、地方自治の現状と地域の将来を見据えながら合併問題に的確に対処しなければなりません。

また、町村財政にとっては、国庫補助負担金の廃止・縮減及びそれに伴う税源移譲、地方交付税の見直し等、いわゆる三位一体の改革が進められていますが、増大する行政需要に応えられる地方財源の確保が必要であります。

このような状況にあって、我々町村は、行政体制の整備や、健全で節度ある財政基盤の充実強化に努めておりますが、なお多くの課題に直面しています。

つきましては、平成17年度の予算編成並びに施策の策定における重点要望項目を取りまとめましたので、その実現につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成16年8月

和歌山県町村会

会 長 桂

功

要 望 事 項 目 次

本 会 要 望 事 項

- 1 町村財政基盤の強化
- 2 関西国際空港の整備と関連地域整備の推進
- 3 南紀白浜空港の利用促進と国際線乗り入れ可能な
施設の充実
- 4 地籍調査事業の推進
- 5 生活環境の整備促進及び環境保全対策
- 6 教育関係施策について
- 7 介護保険制度の円滑な実施
- 8 社会福祉対策の充実
- 9 道路の整備促進等
- 1 0 森林環境・水源税（仮称）の創設
- 1 1 野生動物による農林水産物への被害防止対策
- 1 2 大型共同作業所等の経営改善
- 1 3 情報基盤整備の促進
- 1 4 東南海・南海地震対策の強化

1 町村財政基盤の強化

地方分権型社会の本格的な構築が求められるなか、住民が誇りと将来の展望を持てる社会を築いていくためには、最も身近な基礎自治体である市町村において地域の実情に即した個性あふれる行政を自主的・主体的に推進することが重要である。

このためには、三位一体の改革を着実に推進し、地方分権に相応しい町村財政基盤を確立することが喫緊の課題であるため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1．基幹税による税源移譲の早期実現

地方における歳出規模と地方税収の乖離を縮小するためにも税源配分の見直しを行い、地方が担うべき事務と責任に見合った税源を基幹税により早期に移譲されたい。

2．地方交付税制度の堅持

地方税財源への税源移譲が行われても、地域間で税源が偏在することから、一定の行政水準を確保するためには地方交付税の役割は重要であるため、地方交付税制度を堅持し、必要な財源確保を図られたい。

3．国庫補助負担金

国庫補助負担金の廃止・縮減に伴い地方が必要となる財源は地方へ税源移譲を同時に行い、税財源運営の自主性を拡大されたい。

4．高利の地方債における繰上償還について、補償金等の撤廃を行うなど償還条件の緩和を図られたい。

2 関西国際空港の整備と 関連地域整備の推進

関西国際空港を国際拠点空港とするためには、複数の滑走路を有する全体構想の早期実現が不可欠である。

環境の保全と地域が共存共栄する空港の早期整備を図るため、次の事項を実現されたい。

1．全体構想の早期実現

2007年の平行滑走路供用開始に向け、必要な予算を確保されたい。

2．乗り入れ便数の大幅確保

国内線については、さらに路線・便数を拡充するとともに乗り継ぎ便等、より利便性の高いダイヤ設定を図られたい。

また、国際線については、海外の多数の都市とを結ぶ路線の形成と便数を拡充されたい。

3．空港への交通体系の整備

(1) 和歌山方面から関西国際空港への直通列車を運行されるよう関係機関に要請されたい。

(2) 特急くろしお号の日根野駅停車を全ての列車に対して実施するよう図られたい。

4．関西国際空港関連地域整備の推進

空港立地に伴う地域整備については、「関西国際空港関連施設整備大綱」等に基づき、積極的に取り組まれたい。

また、「関西国際空港南ルート」の建設についても、引き続きその実現に向けて取り組まれたい。

3 南紀白浜空港の利用促進と 国際線乗り入れ可能な施設の充実

平成12年7月から滑走路2,000mの供用により、観光客の増加等一応の成果を得ているところであるが、さらに地域の活性化を実現するためにも空港ネットワークの充実などを図り、空港の利用促進についてより一層配慮されたい。

また、高野熊野の世界遺産登録を契機として、外国人の集客要因が控えており、これら海外旅行者の増加などに伴いチャーター便による海外路線の運航に対する需要が高まるなか、空港の国際化に向けた体制充実のためにもC I Q体制（税関・出入国管理・検疫）の充実を図られたい。

4 地籍調査事業の推進

地籍調査事業は、土地利用に関する総合的な施策を確立するための基礎となる極めて重要な事業であるので、次の事項を実現されたい。

- 1 . 地籍調査事業費の所要額の確保
- 2 . 地籍調査事業の補助負担金の拡充等
 - (1) 人件費等所要の経費を負担金対象経費へ算入されたい。

5 生活環境の整備促進 及び環境保全対策

循環型社会への取り組みのため、生活環境の整備や、有害物質等の廃棄物処理が重大な問題となっている。

とりわけ、生活の利便性の向上等に伴い廃棄物の発生量の増加とともに、不法投棄も多発傾向にあり、また、自然に配慮した生活環境の整備も喫緊の課題となっているため、次の事項について配慮されたい。

1．浄化槽整備事業の拡充

(1) 浄化槽の処理対象人員の算定において、特定の建物の使用状況により明らかに実情に添わない場合には、その実態に見合った算定方法を取り入れられたい。

(2) 浄化槽設置整備事業補助金についての拡充を図られたい。

(3) 既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に要する費用についての県費補助制度を確立されたい。

2．下水道事業の国庫補助対象範囲の拡大

町村が下水道事業を実施するためには大きな財政負担となっている。平成15年度に国において補助対象範囲に見直しが行われたが、地方単独事業で整備する末端管渠について、さらに対象範囲を拡大されたい。

3．産業廃棄物の処理対策

(1) 廃棄物処理については、広域処理施設の設置及び、排出業者や処理業者に対するマニフェスト制度の徹底指導を行い、廃棄

物の適正処理を図られたい。

(2) 産業廃棄物処理場等の周辺地域に対する環境整備対策を強化されたい。

4．不法投棄の防止等

(1) 自然環境保全の観点からごみ減量化、資源化を推進し、また、不法投棄の未然防止のための監視パトロールの強化を図られたい。

(2) 不法投棄された産業廃棄物の処理対策等に係る財政措置の更なる拡充を図られたい。

(3) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直しにあたっては、増加している不法投棄を防止するため次の対策を講じられたい。

不法投棄された家電廃棄物を含めたすべての家電廃棄物は、製造業者の責任によって収集・運搬及び再商品化を行われたい。

リサイクル料金等を製造原価に組み込む「前払い方式」を採用するなど廃棄時において消費者が費用負担しないシステムを構築されたい。

町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用を製造業者等の負担とされたい。

(4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の施行にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じられたい。

5 . 生活環境を保全するため、廃棄物の発生の抑制、リサイクルなどを進め、適正な処理・処分を促進し、中間処理施設の整備や最終処分場の確保を促進し、循環型社会システムの構築を図られたい。

6 教育関係施策について

本県の教育関係施策をより充実させるため、次の事項について適切な措置を講じられたい。

1．青少年センター派遣教員

青少年問題は、今後もさらに複雑・多様化し、また凶悪化する傾向にあるので、家庭・学校・地域及び関係機関が、より一層連携し的確に対応していくことが重要である。

青少年センターの果たす役割は、依然として重要であるので、県内19センターへの教員派遣並びにそれに係る経費について、平成17年度以降も引き続き県において予算を確保されたい。

2．地方教育事務所廃止に伴う指導主事等の配置

平成16年度末に地方教育事務所が廃止されることにより、各町村教育委員会に指導主事等を配置しなければならないが、町村においては配置できないところもあるため、県においては、人的・財政的な支援策を講じられたい。

7 介護保険制度の円滑な実施

高齢化社会が急速に進展するなか、町村は介護保険制度の健全な運営に鋭意取り組んでいるところである。

については、本制度をより充実したものとするため、平成17年度の制度改正にあたっては、次の事項について適切な措置を講じられたい。

1．介護基盤の整備等

- (1) 十分な介護サービスを提供するための施設整備に係る財政措置の拡充を図られたい。
- (2) 要介護認定で自立と判定された高齢者に対する介護予防・生活支援事業の充実強化を図られたい。

2．要介護認定

- (1) 介護保険認定事務を円滑に処理するため、医師会等との協力体制を強化されたい。
- (2) 介護認定事務等を広域で処理している一部事務組合に対し、財政的・人的支援措置を講じられたい。

3．介護保険運営のための財政措置

- (1) 介護保険事務に従事する職員の人員増や事務量の増加等に対する所要の財政措置を講じられたい。
- (2) 介護保険給付費の国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の別枠とされたい。

(3) 低所得者に配慮した保険料の設定が可能となるよう、5段階にとどまらず、算定基礎の細分化等を行われたい。

4．介護保険法に係る養護老人ホーム等入所者の住所地特例

養護老人ホーム等の住所地特例について、複数の介護保険施設への継続入所と同様の取り扱いをされたい。

5．人材の確保

要介護認定の適正な実施とより充実した介護サービスの実現のため、介護認定審査会委員、訪問調査員、介護支援専門員及びホームヘルパーに係る統一的な研修体制を強化するとともに人材確保を図られたい。

6．広報活動の実施

介護保険制度の今後の制度改正を含め、引き続き住民の理解と協力を得るための確な広報活動を実施されたい。

8 社会福祉対策の充実

高齢者や障害者等が安心して生活するためには、福祉サービスの充実が重要であるため、次の事項について配慮されたい。

1．痴呆性老人対策の充実

- (1) デイサービスセンター及びショートステイなどの整備促進を図られたい。
- (2) 老人性痴呆疾患センター及び老人性痴呆疾患治療病棟の充実を図られたい。
- (3) 痴呆性対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）の充実強化を図られたい。

2．障害者対策の推進

- (1) 地域のニーズやバランスを考慮した在宅サービスの充実を図られたい。
- (2) 障害者入所更正施設及び通所授産施設の一層の整備拡充を図られたい。
- (3) 利用者が急増している支援費制度については、制度の円滑な運用を図るため、財政支援をはじめ適切な措置を講じられたい。

3．福祉医療に係る県費助成

- (1) ひとり親家庭医療費
- (2) 重度心身障害児（者）医療費
- (3) 乳幼児医療費における通院の対象年齢拡大

9 道路の整備促進等

地域の活性化と地方が自立・発展するためには道路整備が欠くことのできない重要な施策であるため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1．道路財源の安定的確保

町村にとって重点課題である道路整備を着実に進めるため、次の事項について配慮されたい。

- (1) 道路特定財源の全額を道路整備に充て、他への使途の拡大・転用並びに一般財源化を行わないこと。
- (2) 地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策を充実すること。

2．近畿自動車道紀勢線等の早期整備

近畿自動車道紀勢線は、地域の活性化や安全・安心なまちづくりを進めるためにも重要な道路であるので、次の事項の早期実現を図られたい。

- (1) 全国料金プール制の最大限の活用及び新直轄制度の積極的な推進
- (2) 海南市～吉備町間 4 車線化工事の早期完成
- (3) 吉備町～御坊市間 4 車線化の整備計画の早期策定と速やかな事業化

- (4) 海南市～吉備町間の通行料金の軽減
- (5) 南部町～田辺市間の事業促進
- (6) 田辺市～白浜町間の事業促進
- (7) 白浜町～すさみ町間の新直轄方式による事業推進
- (8) 上富田町岩崎地内にパーキングエリア及び観光施設の建設
- (9) すさみ町～那智勝浦町間の整備計画の早期決定並びに那智勝浦町方面からの早期着工
- (10) 那智勝浦道路（新宮市三輪崎～那智勝浦町川関間）の事業促進及び那智勝浦町内の早期事業化

3．京奈和自動車道の整備

京奈和自動車道は、京都・奈良・和歌山を結ぶ関西地域の外郭環状を形成する高速道路であるとともに、第2国土軸の一部となる重要な道路であるので早期実現を図られたい。

- (1) 橋本道路（橋本市隅田町真土～高野口町大野間）の早期完成
- (2) 紀北東道路（高野口町大野～打田町神領間）の早期完成
- (3) 紀北西道路（打田町神領～和歌山市北別所間）の早期完成

4．東海南海連絡道の早期実現

紀伊半島地域の発展に大きな役割を果たす東海南海連絡道の早

期実現を図るため、地域高規格道路としての計画路線指定並びに早期事業着手に向けて配慮されたい。

5．五條新宮道路の建設促進

地域高規格道路の五條新宮道路は、紀伊半島の地域振興を図るうえで、重要な縦貫道路となるのでその建設を促進されたい。

6．第二阪和国道の事業促進

泉南郡岬町～和歌山市大谷間の早期事業化

7．国道の早期整備促進等

(1) 国道24号

和歌山バイパスの残区間（和歌山市小豆島～出島間）の早期4車線化

打田町黒土から東部への延伸計画の早期推進

(2) 国道42号

海南市～有田市間の渋滞解消

海南市～有田市間のバイパスルートの整備に係る具体的検討と早期着手

田鶴トンネルの改良

JR朝来駅周辺のバイパス道路の建設

東富田～日置間のバイパス化

周参見大橋への自転車道・歩道橋の設置

田辺市～新宮市間の線形不良区間の早期解消

串本町橋杭地区線形改良・歩道設置

(3) 国道169号

国土交通省直轄代行事業「奥瀬道路」第2期事業区間の早期完成

熊野川町、北山村の未改良区間の早期改良

(4) 国道 3 1 1 号

中辺路町栗栖川バイパスの改修及び栗栖川地内の未改良区間の早期整備

上富田町市ノ瀬後代地区早期改良（延長約 7 0 0 m の未改良区間）

上富田町下鮎川地内局部改良の早期実現

上富田町岩崎地区から田辺市元町へのバイパス道路の建設
熊野川町河根^{こね}～県境間の改良促進

(5) 国道 3 7 0 号

野上町地内における道路拡幅整備（特に動木、下佐々、吉野地内の幅員狭小な区間の重点的整備及び早期完成）

美里町地内における小川橋南詰～大角平成大橋間(4 .1 km)
バイパスルートの早期完成、小西～毛原上間の計画的整備、
大角平成大橋～赤木地区（ 2 .5 km ）までの事業採択

九度山町地内における道路拡幅（特に歩道の設置及び 2 車線化）

(6) 国道 3 7 1 号

橋本バイパス（橋本市～河内長野市間）の早期完成

橋本市（紀ノ川左岸）～高野町～花園村間の改良促進

中辺路町・温川工区、大内川工区の早期完成

石船～大内川間及び温川～小松原区間の早期事業化

大塔村・下川下工区の早期完成及び上野～合川間の改良

串本～古座川町一雨曲線部分の直線化改修事業

串本町高富～国道 4 2 号線への歩道設置事業

古座川町平田^{へいざ}～三尾川橋間及び大川～佐田間の早期整備

(7) 国道 4 2 4 号

竹房橋南詰から桃山町元までのバイパス設置事業の早期完成

南部川谷拡幅（西本庄～嶋之瀬）の早期完成及び浅間峠～滝頭峠間の早期事業化

修理川バイパスの早期完成及び金屋町吉田～畦田間 4 .5 km の未着手箇所を整備促進

幅員狭小箇所における歩道の設置

(8) 国道 4 2 5 号

王子川谷拡幅(印南原～塩屋・大峠拡幅・切目川バイパス(上洞～田ノ垣内) 及び福井バイパス (北野～上八平) の早期完成

(9) 国道 4 8 0 号

かつらぎ町四郷地区の平道路の早期整備促進と府県間（大阪府和泉市～かつらぎ町平地区間）トンネルの国直轄代行による早期完成

河南側のかつらぎ町志賀から高野町花坂（梨子の木峠）間のトンネルの早期整備促進

高野町花坂～大門間の道路改良整備の早期完成

清水町三田バイパスの早期完成及び井谷・花園間の狭隘、屈曲箇所の解消及び安諦バイパスの早期事業化

金屋町岩野河バイパスの早期事業化

8 . 県道の早期整備促進等

(1) 県道については、順次整備・改良が進んでいるが、本県は地形が急峻で幅員が狭いうえに勾配が急な箇所が多く通行に支障をきたしている道路が多くある。

このような道路を整備することによって、地域産業の発展と住民生活の向上や地域の活性化が多いに期待できるので県道の整備・改良を促進するとともに必要な財政措置を講じられたい。

(2) キララ・ときめきロードの整備促進

この海岸線道路は、有田市から御坊市に至る全延長60kmで産業振興、生活道路及び観光ルートとして地域づくりに重要な路線であり、また国道42号線のバイパスとしても重要であるので、早期整備を図られたい。

9．広域行政の側面支援の強化

市町村合併を含めた広域行政の推進には基幹交通網の整備は不可欠であるため、自治体間を結ぶ次の広域道路の整備を図られたい。

(1) 古座川町～串本町大水崎までの間を国道371号線のバイパスとして計画に盛り込まれたい。

(2) 古座町古田～古座駅裏～姫川経由～串本町大水崎までの間を国道42号線の越波対策も兼ねてバイパスとして計画されたい。

10．粉河・美里・花園・清水縦貫道路建設促進について

この地域は、豊かな農林産業資源や恵まれた自然、歴史、文化遺産を有する地域であるが、幹線道路の整備が十分でないため、縦貫道路の早期実現及び関連道路網の整備について積極的に取り組まれたい。

10 森林環境・水源税（仮称） の創設

森林・山村地域の多い町村は、自然と共存しながら食料や水の供給、国土の保全、地球温暖化の防止といった森林の持つ公益的な機能の維持に努めており、国民経済、国民生活に大きく寄与しているところであるが、過疎化と高齢化が一層進んでいる現状では、このまま山村集落を維持し、森林等の保育・管理を行っていくことは極めて困難な状況にある。

加えて、三位一体の改革により地方に税源移譲されても、小規模町村は税収の増加が期待できず、また、地方交付税が抑制されることにより、より一層厳しい財政運営を迫られることになる。

よって、森林・山村地域の町村の税財源確保策として、水（飲料水、工業用水及び水力発電）や二酸化炭素排出源（化石燃料）等を課税客体とした森林の持つ公益的機能に対する国税「森林環境・水源税（仮称）」を創設し、森林面積等に応じて各自治体に配分されるよう国に働きかけられたい。

1 1 野生動物による農林水産物 への被害防止対策

近年、シカ、イノシシ、サル及び鳥類などの有害鳥獣による農林水産物の被害が多発しており、地域の農林業の振興上極めて大きな問題となっている。

については、有害鳥獣の生態系の調査を行うとともに、被害防止のための抜本的な対策を講じられたい。

また、有害鳥獣捕獲事業等の補助金制度を拡大されたい。

1 2 大型共同作業所等 の経営改善

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」により、産業・就労対策として大型共同作業所や農林水産施設が整備されてきたが、経営内容は非常に厳しい現状にある。

これらの施設の経営強化を進めていくためにも、より効果的な施設運営ができるよう、次の事項について、町村の実態を考慮しつつ早急に明確にするとともに十分な指導を行われたい。

- 1．施設の利用目的を変更する場合の補助金の返還免除
- 2．施設の町村から組合等への払い下げ

1 3 情報基盤整備の促進

県内各町村においては、多様化する行政サービスの提供と効率化のため情報化施策に積極的に取り組んでいる。

また、地域住民においても、情報化への意識も高まるなか、情報化社会に対応した地域における情報格差の是正等、情報基盤整備が緊急課題となっているため、次の事項についての理解と支援を図りたい。

- 1．電子自治体等の推進のため、地域公共ネットワークの計画的な整備に向けて、国の財政措置の拡充と技術的なサポートの充実及び整備コストの削減を図りたい。
- 2．安価なインターネットへの常時接続、高速通信網の整備促進のため、民間業者に対しサービスエリアの拡充を働きかけられたい。
- 3．住民に対する研修事業への財政的、人的な支援の一層の拡充を図られたい。
- 4．携帯電話通信エリアの拡大及び民放ラジオの難聴対策について、早期整備を図られたい。
- 5．地上デジタル放送に対応するため、施設整備等に対する支援制度を創設するとともに、電波状況等により地域格差が生じないように配慮されたい。

1 4 東南海・南海地震対策の強化

東南海・南海地震は、本県、特に紀伊半島沿岸域に過去幾多の甚大な被害をもたらしてきた。

平成14年7月に成立した「東南海・南海地震防災対策特別措置法」によって、各地域において充実した防災対策を講じていくため、次の事項を実現されたい。

- 1．平成15年12月、県内全市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域として指定されたことを踏まえ、避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急にすべき施設等について、重点的整備が図れるよう支援施策の充実を国に働きかけられたい。
- 2．市町村が作成する津波対策のハザードマップの作成についての財政措置の拡充を行われたい。
- 3．今後緊急に整備充実が必要とされる自主防災組織の立ち上げについての財政措置の拡充を行われたい。